

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

区では、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を一部改正し、2023（令和5）年4月に施行した「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」において、男女共同参画を推進するための基本的な考え方を基本理念として定めています。

この計画では、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」に示された基本理念を、計画の柱に位置付けるとともに、「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」で掲げた基本理念を踏襲し、多様な性を尊重し、誰もがともに責任を分かち合える男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進していきます。

認め合い 支え合い とともに創るまち すみだ

～ すみだの男女共同参画※社会の実現 ～

地域の中で、互いが差別なく多様性と人権を尊重し、新しい時代に向かって、全ての人々がともに活躍する男女共同参画社会の実現を目指します。

※「すみだの男女共同参画」とは、多様な性を包摂しています。

墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例（基本理念）

- (1) 全ての人々が性別等に起因する差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- (2) 全ての人々の性的指向又は性自認が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。
- (3) 全ての人々が性別等による役割の固定化をもたらず社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- (4) 性別等にかかわらず、全ての人々が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (5) 結婚、妊娠、出産、育児その他の経験の有無を問わず、個人の自己決定が尊重され、全ての人々の生き方を尊重し合うこと。
- (6) 家庭において、全ての人々が対等な構成員として、その人権を尊重し合い、かつ、協力し合うこと。
- (7) 性別等にかかわらず、全ての人々が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

2 計画の体系

計画の目標を実現するため、施策を次のように体系化します。

基本目標

1

人権と多様性が
尊重されるまち すみだ

2

性別等にかかわらず
誰もが輝き、ともに
活躍できるまち すみだ

3

あらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに
過ごせるまち すみだ

4

区、区民、事業者等が力を
合わせ、互いに連携して
課題に取り組むまち すみだ

基本理念

認め合い

支え合い

ともに創るまち

すみだ

すみだの男女共同参画社会の実現

1

人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

2

性別等にかかわらず誰もが輝き、
ともに活躍できるまち すみだ

3

あらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

4

区、区民、事業者等が力を合わせ、
互いに連携して課題に取り組むまち
すみだ

- ※1 墨田区女性活躍推進計画のことで、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画です。
- ※2 墨田区配偶者等暴力（DV）防止基本計画のことで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画です。

施策の方向

課題

(1) 男女共同参画意識を
高めます

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消
- ② 家庭・学校・地域における
男女平等教育・学習の充実

(2) 多様な性を理解し、
人権を尊重する社会づくり
を進めます

- ① 人権尊重意識の啓発と適切な情報発信
- ② 多様な性の理解促進
- ③ 性的マイノリティへの支援

(3) 男女共同参画の視点で
地域力を高めます

- ① 地域における男女共同参画の推進
- ② 防災・防犯における男女共同参画の推進

女性活躍推進計画 ※1

(1) ワーク・ライフ・バランス
（仕事と生活の調和）を
推進します

- ① 誰もが共に担う子育てへの支援
- ② 誰もが共に担う介護（介助）への支援
- ③ ワーク・ライフ・バランス
（仕事と生活の調和）の推進

(2) 性別等にかかわらず
誰もがいきいきと働ける
よう支援します

- ① 働く場での女性の活躍推進
- ② 就業における男女共同参画の推進

(3) 意思決定過程への
女性の参画を進めます

- ① 意思決定過程への女性の参画促進

基本DV 計画防止 ※2

(1) あらゆる暴力の根絶の
ための施策を進めます

- ① 配偶者等からの暴力（DV）の
防止・早期発見・被害者支援
- ② 男女共同参画社会を阻害する
あらゆる暴力の根絶

(2) 心と身体を尊重する
社会づくりを進めます

- ① 生涯を通じた健康支援

(3) 誰もが安心して暮らせる
環境の整備を進めます

- ① 経済的な困難を抱える人への支援
- ② 高齢、障害、国籍等による
多様な困難を抱える人が
安全・安心に暮らせる環境づくり

(1) 計画の推進体制を
充実します

- ① 男女共同参画推進体制の充実・強化
- ② すみだ共生社会推進センターの
機能充実・活動強化
- ③ 民間団体、企業への情報提供と啓発

人権と多様性が尊重されるまち
すみだ

性別等にかかわらず誰もが輝き、
ともに活躍できるまち
すみだ

あらゆる暴力を許さず、
心と身体が健やかに過ごせるまち
すみだ

区、区民、事業者等が力を合わせ、
互いに連携して
課題に取り組みまち
すみだ